
宜野湾市市民協働推進実施計画

(平成28年度～平成32年度)

中間見直し

平成31年3月

宜 野 湾 市

目次

第1章 計画の概要

1. 中間見直しの背景	1
2. 中間見直しの目的	1
3. 中間見直しの範囲	1
4. 計画策定の趣旨	2
5. 計画の位置づけ	2
6. 計画の実施期間	3
7. 基本理念～協働で目指すまちの姿～	3
8. 本計画の5年後のビジョンイメージ	4
9. 協働推進のための施策指針	5
10. 施策体系図	7

第2章 市民協働推進の具体的施策

1. 取り組むべき4つの施策指針と施策及び具体的施策	8
(1) 市民参加の促進	8
(2) 協働の主体の育成・支援	11
(3) 協働による取り組みをしやすくするための環境整備	16
(4) 本指針・施策の評価・見直し	20
2. 具体的施策 重点施策について	21
3. 具体的施策 重点施策一覧	22
4. 具体的施策 重点施策 相関関係図	24

じの～んなう

「じの～んなう」は、実施計画策定年度である、平成27年度と中間見直しを行った平成30年度の宜野湾市の現状が分かる数値等を紹介していきます。

じの～んなう①	「宜野湾市の人口」	3P
じの～んなう②	「将来推計人口」	5P
じの～んなう③	「協働の認知度」	11P
じの～んなう④	「市内NPOの状況」	13P
じの～んなう⑤	「市内自治会の状況」	18P

第1章 計画の概要

1. 中間見直しの背景

本市では、平成27年度に策定した「市民協働推進基本指針」に基づき、協働の理念や協働という手法を用いて目指す「まちの姿」を実現するため、平成28年度から平成32年度までを計画とする「市民協働推進実施計画」を平成28年度に策定しました。

本計画では、協働推進に係る取組状況や社会情勢の変化等を踏まえて、計画期間の中間で見直しを実施することとしています。

2. 中間見直しの目的

前期2年間の各推進項目（全29項目）の進捗状況を確認・評価することで、後期2年間（平成31・32年度）に取り組むべき内容を検討し、さらに効果的な展開を図るために中間見直しを行いました。

3. 中間見直しの範囲

今回は中間見直しであることから、施策体系は変更せず、具体的施策29項目及び重点施策の見直しを行いました。

おおむね計画どおりに進んでいるが、さらに後2年間で重点的に取り組む必要のある項目及び重点施策を議論し、見直しを行いました。

また、これまでの宜野湾市市民協働推進審議会の審議の中で、今後さらに重点的に実施していく課題として「情報収集発信」「中間支援機能組織の研究」「コミュニティ支援」という3つの課題項目が挙げられました。その議論を踏まえ、重点施策の見直しを行いました。

4. 計画策定の趣旨

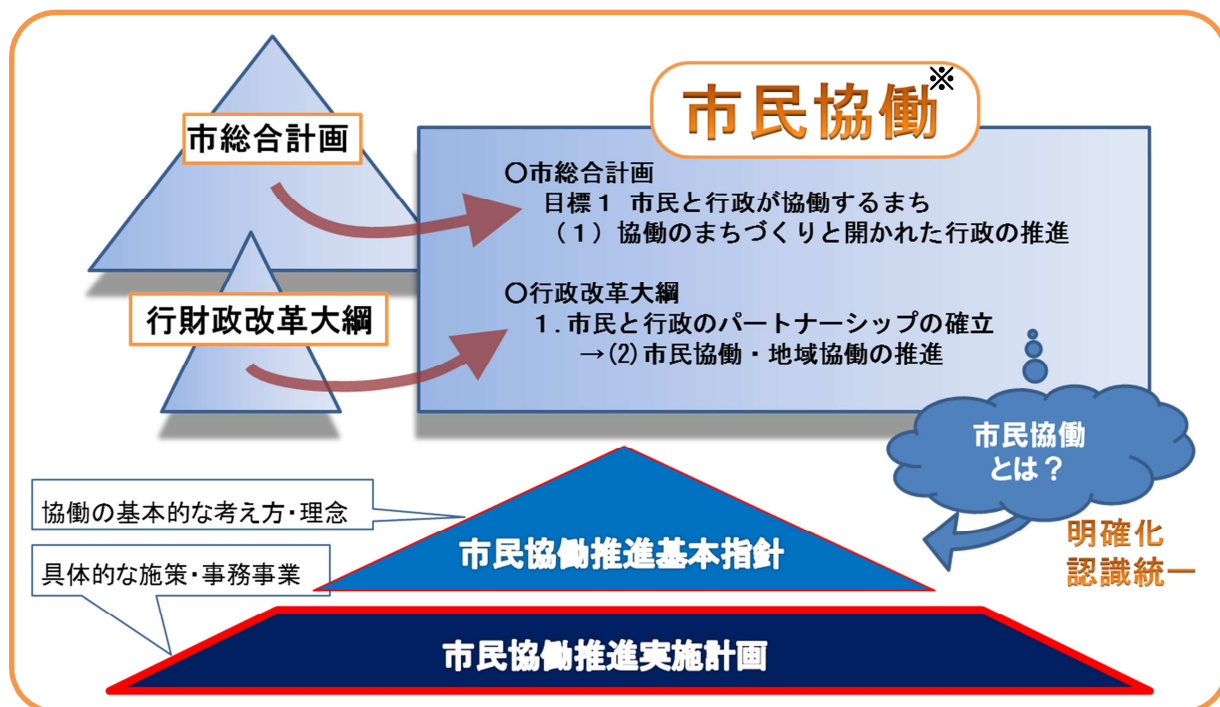
本市では、第四次宜野湾市総合計画において、市政運営の基本に市民と行政の協働によるまちづくりを掲げ、多様化する市民ニーズに対応するため、市民と共に作り上げていく協働社会システムへの転換を図るべく取り組んでおります。

その取り組みを進める上で、協働の定義や方向性を明確に示し本市の協働の基本的な考え方を示した「宜野湾市市民協働推進基本指針」（以下「基本指針」という。）を平成27年6月に策定しました。

さらに、この基本指針に示した協働の理念や協働という手法を用いて目指す「まちの姿」を実現するため、具体的かつ計画的に実施する計画を定めた「宜野湾市市民協働推進実施計画」を策定します。

5. 計画の位置づけ

本計画は、宜野湾市の市政運営の最上位計画である「第四次宜野湾市総合計画」に掲げる「市民と行政が協働するまち」及び「宜野湾市行財政改革大綱」の中で進める市民協働・地域協働の推進を進めるうえで、「市民協働」について目指すべき姿を明確にした「市民協働推進基本指針」の示す考え方・理念を実現するため、具体的な施策・事務事業を実施していく計画です。

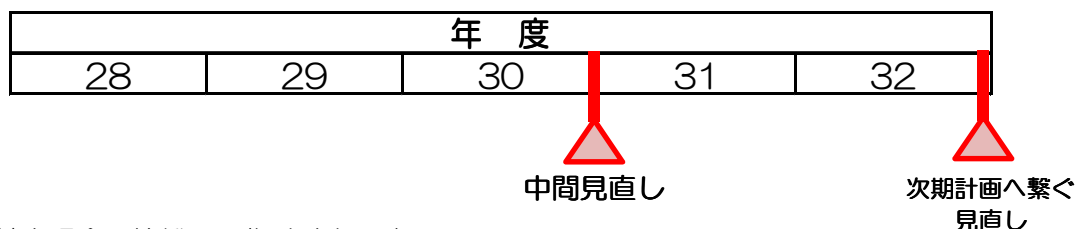


※協働とは…市民、自治会、NPO、ボランティア団体、市民団体、企業、教育機関、行政などが、地域や社会の課題解決に向けてお互いの持っている良いところや特性を持ち寄って、一緒に取り組むことです。

6. 計画の実施期間

本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

なお、3年を一区切りとし、社会経済情勢の変化や進捗状況の評価を踏まえ、中間見直しを行います。



7. 基本理念～協働で目指すまちの姿～

市民の暮らし（公共）は、これまで主に行政（市役所）が担ってきました。しかし、昨今は、少子高齢化の進展や市民のライフスタイルが多様化する中、一人暮らし高齢世帯の見守り、防災や災害時支援等、いろいろな人や組織が関わらなければ解決できない課題を多く抱えています。そのため、市民、自治会、市民団体、企業、教育機関、行政などがお互いの持っている能力や特性を活かし、それぞれが市民の暮らし（公共）を支え合い「協働」することが求められています。そのように「協働」することで、多様化・複雑化した地域課題に対し柔軟できめ細やかな対応が可能となります。

【基本指針P4参照】

目指すまちの姿は、

協働による

「誇りと愛着の育まれるまちづくり」の実現
 じのーん
 ～宜野湾市だからこそできる、住んでよかったと思えるまちづくり～

協働型の地域社会が作られることは、「まちを良くしたい」と考える人が増えたり「自分たちのまちは自分たちでつくる」といった市民の自治意識が芽生えることにも繋がり、「宜野湾市だからこそできる」といったまちへの誇りが生まれたり、「このまちに住んで良かった」といったまちへの愛着が生まれ、まちの課題解決力が高まります。



じの～んなう ①

宜野湾市の人口

平成27年度国勢調査では、沖縄県は人口が増加している8都県に含まれています。比例して宜野湾市の人口も増加傾向にありますが、5ページの将来人口推計にあるように、将来的には減少していくと予想されています。

男	女	計
47,530	50,315	97,845

平成30年3月末現在

8. 本計画の5年後のビジョンイメージ

本市は、市民協働推進実施計画を実施するにあたり、実施期間終了後の5年後の目標として、以下のビジョンの実現に向けて取り組んでまいります。

～協働の土台づくり～

- 「協働」という言葉が普及し認識され、その事例が増えている。
- SNS等の多様な媒体を通して、活動している団体等同士が情報発信・交流を行い、つながることにより、協働の取り組みが促進されている。
- 協働をすすめる土台となるしくみや情報が整備・整理され、成功事例がどんどん生み出される準備が整っている。
- 「協働がすすむまち」の目に見える成果として、市内の各通りに、地域の個性豊かな花が咲き誇り、さらなる市民の地域への愛着が生み出されている。
- 地域の方がだれでも利用できる拠点が認知され、そこに行けば「やりたいこと」の情報交換ができ、活動に結び付けられる。
- 地域に関わる情報が一元化され、地域課題の見える化と解決につなげる中間支援機能が確立されている。
- 地域をつなぐコーディネーターが、更に新たなコーディネーターを育成している。



9. 協働推進のための施策指針

本市が目指すまちの姿の実現に向けて、市ではどのような施策に取り組むべきか、市民協働の本市の現状や課題について、市民、自治会、ボランティア、NPO、教育機関(大学等)、企業(事業所)を対象にアンケート調査を実施しました。【基本指針P16参照】

その結果を踏まえ、必要と考える施策等について整理しました。

協働を推進するために、行政の施策指針として4つの施策指針を示します。

(1) 市民参加の促進

(2) 協働の主体の育成・支援

(3) 協働による取り組みをしやすくするための環境整備

(4) 本指針・施策の評価・見直し

じの〜んなう ②

将来推計人口

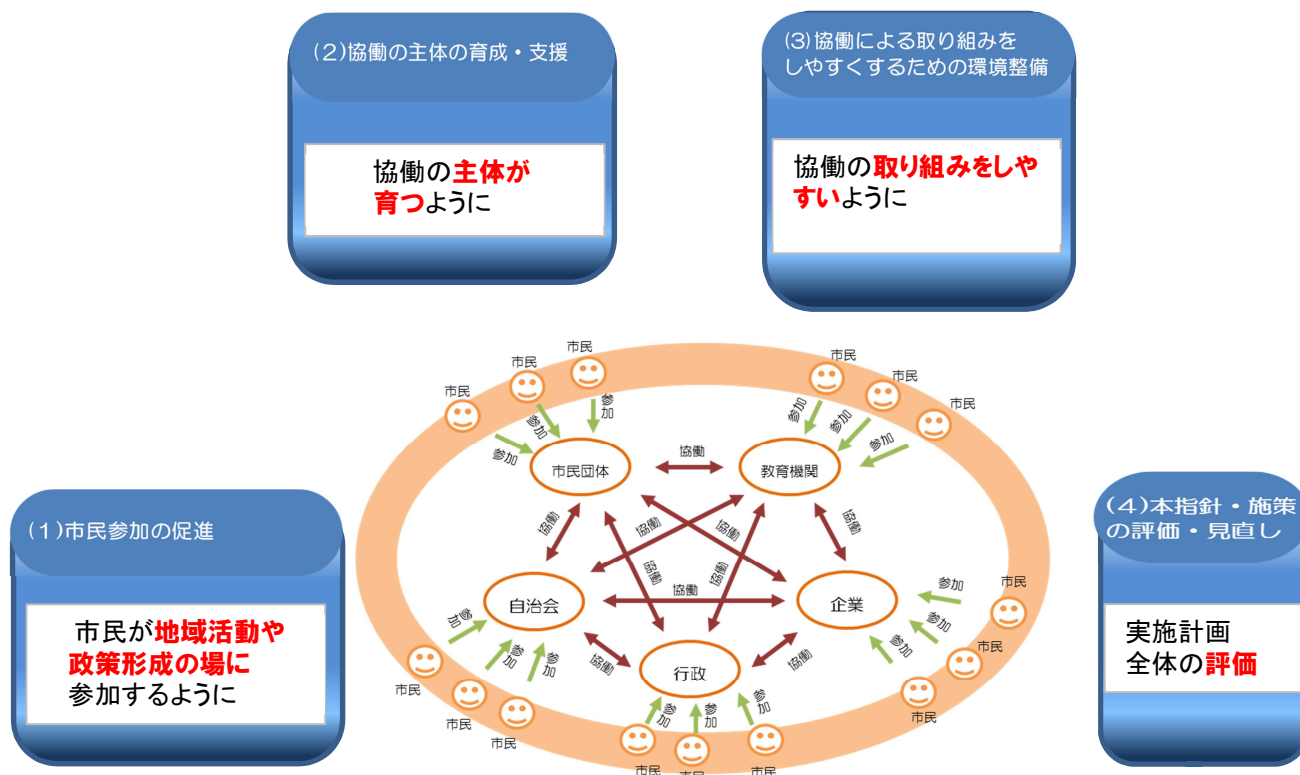
人口が増加している宜野湾市でも、将来推計人口は2035年頃をピークに減少傾向となり、15歳～65歳の生産人口は減少する一方で、65歳以上の高齢者率は増加し続けることが見込みまれています。

宜野湾市の将来推計人口

宜野湾市	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
人口(人)	96,243	99,339	101,426	102,854 ➤ 6.9%	103,629	103,548	102,606 ➤ -0.2%
0～14歳	16,981	17,239	17,043	16,705 ➤ -1.6%	16,409	16,247	15,924 ➤ -4.7%
15～64歳	62,930	62,883	63,408	63,571 ➤ 1.0%	62,532	59,988	58,028 ➤ -8.7%
65歳以上	16,332	19,217	20,975	22,578 ➤ 38.2%	24,688	27,313	28,654 ➤ 26.9%
75歳以上	8,021	9,027	10,457	12,253 ➤ 52.8%	13,287	14,125	15,187 ➤ 23.9%
総人口に占める 65歳以上人口の割合	17.0	19.3	20.7	22.0	23.8	26.4	27.9

参考資料：日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)

～施策指針と協働の関係図～



協働の主体と市民の関係図

市民が各主体へ参加し、各主体同士が積極的に協働による取り組みを行います。

【基本指針 P5 参照】

4つの施策指針は、

- (1)で市民が地域活動や政策形成の場に参加することを促し、
- (2)で協働する主体を育て、
- (3)で各主体が協働しやすい環境を整え、
- (4)で実施した施策全体を振り返り次のステップにつなげる

ための具体的施策の骨組みです。

※4つの施策指針と重点施策（具体的施策）の関係について P24,25 参照。

10. 施策体系図

重点施策（●改定前 ●改定後）

施策指針

施策

具体的施策

(1) 市民参加の促進			
①協働情報の発信・周知			
●	●	連番 1	ア 協働情報の市報やホームページ等への掲載
●		連番 2	イ 協働情報紙の発行
②地域で参加しやすい取り組みの企画・実施の支援			
		連番 3	ア 誰もが参加しやすい地域講座などの企画・開催の支援
●	●	連番 4	イ 自治会活動等の地域情報をより楽しく、分かりやすい情報発信の研究・支援
		連番 5	ウ これまで参加しなかった人（転入者や団塊世代）を地域に引き込むイベントの企画・開催の支援
③市政参加の促進			
		連番 6	ア 市民意見公募手続（パブリックコメント）の推進
		連番 7	イ 附属機関等の市民公募枠の拡充・推進
	●	連番 8	ウ まちづくり出前講座や地域懇談会の実施
(2) 協働の主体の育成・支援			
①協働の主体の活動情報の一元集約・情報窓口の設置			
●	●	連番 9	ア 活動情報の一元集約・情報窓口の設置
	●	連番 10	イ 企業の社会貢献活動等の推進に関する調査・研究
②人材育成と団体活動の支援			
●	●	連番 11	ア 協働や地域づくりを学ぶ講座の開催、地域コーディネーター養成講座の開催
		連番 12	イ 協働の人材バンクの設立
		連番 13	ウ 団体活動の運営スキル講座の開催
●	●	連番 14	エ 中間支援機能の研究、人材・団体の育成
③資金的な支援制度の整備			
		連番 15	ア 協働の取り組みに対する助成金の検討・整備
●	●	連番 16	イ 各種助成金情報の提供
		連番 17	ウ 寄付や税制優遇制度に関する情報提供や意識啓発
④協働推進の拠点・枠組みの構築の検討			
	●	連番 18	ア 地域における活動の拠点（場づくり）
		連番 19	イ 地域づくりの新たな枠組みの調査・検討
(3) 協働による取り組みをしやすくするための環境整備			
①課題を共有する場づくり			
●	●	連番 20	ア 自治会や地域単位での話し合いの場づくりの支援・推進
●	●	連番 21	イ 市民団体、企業、教育機関、行政などのマッチング・交流会の開催
②課題解決のための協議の仕組みづくり			
		連番 22	ア 協働の手引き・協働Q&Aの作成・普及
●	●	連番 23	イ 市役所内での市民協働研修実施及び協働推進員制度の構築
		連番 24	ウ 市民提案型協働事業の制度化の検討
③協働による取り組みの進捗確認の仕組みづくり			
		連番 25	ア 協働による取り組みの進捗チェックシートの作成
④協働による取り組みの振り返り・評価の仕組みづくり			
		連番 26	ア 協働による取り組みの評価制度の構築
●	●	連番 27	イ 協働事例集の作成
(4) 本指針・施策の評価・見直し			
①基本指針・施策の進捗評価と見直し			
●		連番 28	ア 基本指針・施策の進捗に対する評価、公表
		連番 29	イ 基本指針・施策の見直し

※重点施策（○印）の詳細説明について P22.23 参照

※市民協働推進実施計画の見直しにあたり、今後の課題として以下の3つの項目が挙げられました。

- 《今後の課題》 情報収集発信 ・ ・ ・ 関連施策（連番1、連番4）
 中間支援機能組織の研究 ・ ・ ・ 関連施策（連番9、連番11、連番14）
 コミュニティ支援 ・ ・ ・ 関連施策（連番8、連番11、連番20）

第2章 市民協働推進の具体的施策

1. 取り組むべき4つの施策指針と施策及び具体的施策

(1) 市民参加の促進

協働によるまちづくりに向けた第一歩は、市民がボランティアや地域活動、行政が行う事業や活動などへ「参加」することによって、地域や社会とのかかわりを持つことから始まります。

よって、市民の「参加」を促進する施策に取り組みます。

① 協働情報の発信・周知

より多くの市民が協働の取り組みについて知り、関心を持ち、積極的に参加できるよう、広報誌やホームページ等を使用して協働情報の提供などを行い、市民の参加意識を高めます。



重点

連番	記号	事業
1	ア	協働情報の市報やホームページ等への掲載
分類		担当課
情報収集・発信		【市民協働係】 【IT推進室】 【秘書広報課】
概要		
市民協働によるまちづくりに関する様々な情報をできるだけ多くの市民や活動団体等に提供するため、市報やホームページ他、多様な媒体を活用し、情報発信します。 中間支援機能をもつ団体等と連携したSNS等の活用について研究をすすめます。（掲示板リンク等）		

連番	記号	事業
2	イ	協働情報紙の発行
分類		担当課
情報収集・発信		【市民協働係】
概要		
市内外の市民活動に関する情報及び市民協働推進に必要な情報を掲載する情報紙を発行し、市民活動への参加を促します。		

②地域で参加しやすい取り組みの企画・実施の支援

地域における活動に市民が気軽に参加できるような取り組みや、地域の活動をより分かりやすく伝え、地域活動の楽しさややりがいなどの伝わるような情報発信等の支援を行います。



連番	記号	事業
3	ア	誰もが参加しやすい地域講座などの企画・開催の支援
分類		担当課
人材育成		【市民協働係】
概要		
市民活動参加者の裾野を広げるため、誰もが気軽に参加できるような講座を企画・開催し、市民活動への参加に繋がるきっかけをより多く提供します。		

重点

連番	記号	事業
4	イ	自治会活動等の地域情報をより楽しく、分かりやすい情報発信の研究・支援
分類		担当課
情報収集・発信 / 地域・自治会		【市民協働係】【市民生活課】【IT推進室】
概要		
分かりやすい広報誌作成やSNS等新たなメディアの活用等について研究し、そのノウハウや情報を地域団体等へ提供し、情報発信・交流の促進について支援します。		

連番	記号	事業
5	ウ	これまで参加しなかった人（転入者や団塊世代）を地域に引き込むイベントの企画・開催の支援
分類		担当課
地域自治会		【市民協働係】
概要		
転入者や団塊世代の豊富な経験や知識を地域の発展に活かすよう、市民活動への参加を促すイベント等について地域団体等とともに企画・開催します。		

③市政参加の促進

市民が市政に参加する機会を設け、知識や経験を活かすことができるよう、市民参加の機会の充実に向けて取り組みを進めます。



連番	記号	事業	
6	ア	市民意見公募手続（パブリックコメント）の推進	
		分類	担当課
		庁内推進	【市民協働係】 【総務課】 【全庁】
概要			
市の政策形成過程における透明性の向上と市民等の市政への参画促進を図るためパブリックコメント手続きについて庁内、市民に対し、推進します。			

連番	記号	事業	
7	イ	附属機関等の市民公募枠の拡充・推進	
		分類	担当課
		庁内推進	【市民協働係】 【総務課】 【全庁】
概要			
政策の企画・立案から決定の過程までの市民参画を推進するため、審議会等の附属機関等への市民公募による登用を推進します。			

重点

連番	記号	事業	
8	ウ	まちづくり出前講座や地域懇談会の実施	
		分類	担当課
		地域・自治会	【市民協働係】 【関係各課】
概要			
市民と行政の間で市政情報を共有するための出前講座や地域課題を把握し市政や地域づくりに生かすための地域懇談会を実施します。			

(2) 協働の主体の育成・支援

協働によるまちづくりを進めるために、協働の主体(自治会、市民団体、企業、教育機関、行政)に対する情報、人材・団体、資金等の支援・育成に取り組みます。

まちの活動情報
ステーション



① 協働の主体の活動情報の一元集約・情報窓口の設置

自治会や市民団体の活動、企業などの社会貢献活動に関する情報を集約し、情報窓口を設置して情報提供等を行います。

重点

連番	記号	事業
9	ア	活動情報の一元集約・情報窓口の設置
分類		担当課
情報収集・発信/中間支援		【市民協働係】 【全庁】
概要		
協働の主体（市民団体や自治会等）の活動に関する情報を収集し、一元的に管理します。また、HPや多様な媒体を活用し情報をつなげる場を創出し、団体間相互の連携を促進します。 また、各種情報の取扱い窓口について整理し周知します。		

重点

連番	記号	事業
10	イ	企業の社会貢献活動等の推進に関する調査・研究
分類		担当課
情報収集・発信		【市民協働係】 【産業政策課】
概要		
企業の社会貢献活動情報を収集し、HP等の情報媒体を活用情報提供を行い、市民団体、自治会等に幅広く情報提供し、企業も含めた協働の担い手の相互連携を促します。		

じの〜んなう ③

協働の認知度

宜野湾市の「協働」に対する認知度は自治会や市民団体は50%以上あり、ある程度あるものの、市民や企業の認知度は20%台とまだまだ低い状況です。

	市民	自治会	市民団体	企業	市職員
よく知っている、ある程度知っている	22.3%	57.2%	76.9%	23.1%	71.9%
全く知らない、言葉は聞いたことがある	76.4%	42.9%	20.6%	74.4%	27.1%

指針アンケート：平成26年11月実施

②人材育成と団体活動の支援

組織のリーダーや組織間を繋ぐコーディネーターの育成を図るため、地域や行政職員を対象とした人材育成の講座や研修会を開催します。また団体活動の支援として、運営や管理に関する支援講座や中間支援組織の育成について取り組みます。



人材・団体育成

重点

連番	記号	事業
11	ア	協働や地域づくりを学ぶ講座の開催、地域コーディネーター養成講座の開催
分類		担当課
人材育成		【市民協働係】
概要		
市民、活動団体を対象にした地域づくり講座を開催する。また、地域による話し合いを促進するファシリテーターや協働の各主体を適切な相手先へつなぐことのできるコーディネーターを育成します。さらに、自主研究会の立ち上げ等を積極的に支援します。		

連番	記号	事業
12	イ	協働の人材バンクの設立
分類		担当課
情報収集・発信 / 中間支援		【市民協働係】 【関係各課】
概要		
幅広い分野（教育、福祉、環境、スポーツ、健康、他）で活躍する市民・団体を登録し、求めに応じ登録人材による知識・ノウハウの継承を図り、さらなる協働の担い手となる主体へ関わる人材発掘・後継者育成を行います。		

連番	記号	事業
13	ウ	団体活動の運営スキル講座の開催
分類		担当課
中間支援		【市民協働係】
概要		
団体活動を円滑に効率的効果的に運営するためのスキルについて学ぶ講座を開催し、協働の主体の育成を図ります。		

重点

連番	記号	事業
14	工	中間支援機能の研究、人材・団体の育成
分類		担当課
中間支援		【市民協働係】
概要		
市民協働の担い手となる主体（市民団体、自治会等）が、協働による活動を進めるにあたり必要とされる中間支援機能の研究する。そして、その機能を果たす組織の支援育成を図ります。		

じの～んなう ④

市内NPOの状況

宜野湾市のNPO団体は、県内で那覇市、浦添市、沖縄市について4番目の団体が登録されており、8年前より1.47倍の伸び率です。

	平成22年度	平成27年度	平成30年度	増加率
NPO数	30	41	44	1.47

分野別	法人数	比率
1・保健、医療又は福祉	26	15.29%
2・社会教育	17	10.00%
3・まちづくり	17	10.00%
4・観光	1	0.59%
5・農村漁村又は中山間地域	1	0.59%
6・学術、文化、芸術又はスポーツ	10	5.88%
7・環境	10	5.88%
8・災害救助	0	0.00%
9・地域安全	3	1.76%
10・人権擁護又は平和	11	6.47%
11・国際協力	6	3.53%
12・男女共同参画社会の形成	3	1.76%
13・子どもの健全育成	20	11.76%
14・情報社会の発展	1	0.59%
15・科学技術の振興	2	1.18%
16・経済活動の活性化	7	4.12%
17・職業能力の開発又は雇用機会の拡充	13	7.65%
18・消費者の保護	1	0.59%
19・運営又は活動に関する連絡、助言又は援助	21	12.35%

複数分野の活動を行う法人もあるため、認証法人数と活動分野別法人数の合計は一致しません

③資金的な支援制度の整備

協働の主体が積極的に協働に取り組めるように事業助成金支援を推進します。



資金支援制度

連番	記号	事業
15	ア	協働の取り組みに対する助成金の検討・整備
分類		担当課
中間支援		【市民協働係】 【全庁】
概要		
市民協働の担い手となる主体（市民団体、自治会等）による、公益的で先進的な取り組みに対し、奨励・育成する目的の助成金について検討し整備に向けて取り組みます。		

重点

連番	記号	事業
16	イ	各種助成金情報の提供
分類		担当課
情報収集・発信		【市民協働係】
概要		
市民協働によるまちづくりを進めるための事業活動に対し資金面で支援する各種助成金等の制度情報について広く収集し、ウェブや紙媒体を通じ情報提供を行います。		

連番	記号	事業
17	ウ	寄付や税制優遇制度に関する情報提供や意識啓発
分類		担当課
情報収集・発信		【市民協働係】
概要		
市民協働の担い手となる主体（市民団体等）による活動を運営面で支えるしくみとしての寄付や税制優遇制度等に関して情報収集・提供するとともに、寄付により社会づくりに貢献する市民意識の啓発を図ります。		

④協働推進の拠点・枠組みの構築の検討

多種多様な市民等が学習、交流などの場となるような地域活動の拠点施設や、これからの地域課題に対応することのできる新たな地域枠組みについて検討します。



活動の拠点づくり

重点

連番	記号	事業	
18	ア	地域における活動の拠点（場づくり）	
		分類	担当課
		地域・自治会/中間支援	【市民協働係】
概要			
市民活動におけるきっかけづくりや、自治会、市民団体の活動及びその相互の情報交換の場となる拠点の整備について進めます。			

連番	記号	事業	
19	イ	地域づくりの新たな枠組みの調査・検討	
		分類	担当課
		地域・自治会	【市民協働係】
概要			
地域の課題等に総合的かつ柔軟に対応するため、既存の各組織が連携・協働して話し合い、活動できる地域組織枠組みについて、実態に即した調査・研究を行い、検討します。			

(3) 協働による取り組みをしやすいするための環境整備

協働の主体が、地域の課題や困っていることなどを協働して解決しやすい環境を整えます。

① 課題を共有する場づくり

地域の課題や困っていることなどについて、みんなで共通認識を持つことのできる場を作ります。



話し合いの場

重点

連番	記号	事業	
20	ア	自治会や地域単位での話し合いの場づくりの支援・推進	
		分類	担当課
		地域・自治会	【市民協働係】
概要			
自治会や活動団体が地域課題を話し合う場づくりに対し、研修の実施や、情報提供により、支援・推進します。			

重点

連番	記号	事業	
21	イ	市民団体、企業、教育機関、行政などのマッチング・交流会の開催	
		分類	担当課
		中間支援	【市民協働係】
概要			
市民団体、企業、教育機関、行政等の市民協働の主体が、意見交換、連携、相互理解、情報共有できる交流会について調査・研究し開催します。			

②課題解決のための協議の仕組みづくり

設定された課題をどのように解決するかについて、協働で行う目的、役割、協働の形態や成果などについて、対等な立場で話し合うための仕組みを整えます。



解決に向けた協議の場

連番	記号	事業	
22	ア	協働の手引き・協働Q&Aの作成・普及	
		分類	担当課
		情報収集・発信	【市民協働係】
概要			
市民協働によるまちづくりをより具体的実践的に進めるため、実務に必要な知識をわかりやすいQA式にまとめ、市民及び職員が活用できるよう作成し及び配布・情報提供を行います。			

重点

連番	記号	事業	
23	イ	市役所内での市民協働研修実施及び協働推進員制度の構築	
		分類	担当課
		庁内推進	【市民協働係】
概要			
市職員の市民協働によるまちづくりに関する考え方や意識改革を行ない、さらに、市民との協働を進める上で必要な知識や能力を身につけ、実践へと繋げるための職員研修を実施します。又、各課において積極的に推進する役割の推進員の設置を行います。			

連番	記号	事業	
24	ウ	市民提案型協働事業の制度化の検討	
		分類	担当課
		中間支援	【市民協働係】
概要			
既存の助成金制度等のリニューアル検討を含め、協働のまちづくりの実践の機会を広げるため、市民の自主的積極的な地域づくりのための取り組みについて支援を行うとともに、協働して取り組む制度について研究し検討します。			

③協働による取り組みの進捗確認の仕組みづくり

協働による取り組みが、協働の原則を順守しながら、着実に進んでいることが確認できる仕組みを作ります。



進捗チェック

連番	記号	事業	
25	ア	協働による取り組みの進捗チェックシートの作成	
		分類	担当課
		庁内推進	【市民協働係】
概要			
<p>個々の協働事業について、協働の理念や原則に基づき、プロセスを含め客観的に評価し、更にステップアップした活動に繋げるためのチェックシートについて作成し、活用を促します。</p>			

じの〜んなう ⑤

市内自治会の状況

「地域支え合い活動委員会」は、自治会、民生委員・児童委員、ボランティアの方々を中心に、それぞれの地域で抱える課題の発見・解決に取り組んでいます。

行政区	自治会数	地域支え合い委員会設置自治会
20	23	21

平成31年2月末現在

宜野湾市の「自治会加入率」は厳しい現状で、宜野湾市全体の世帯数は増加傾向にあるものの、自治会加入世帯は減少傾向にあります。

	平成10年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
世帯数	30,567	40,206	40,795	41,484	42,662	43,245
加入世帯	14,769	12,588	12,322	11,791	11,641	11,646
加入率	48.32%	31.31%	30.20%	28.42%	27.29%	26.93%

市民生活課：毎年3月末日調べ

④協働による取り組みの振り返り・評価の仕組みづくり

協働による取り組みの振り返り・評価の仕組みを作ります。

評価と事例
の蓄積



連番	記号	事業
26	ア	協働による取り組みの評価制度の構築
分類		担当課
庁内推進		【市民協働係】
概要		
<p>協働事業の実施にあたり、事業の目的を明確にし、指針に示す協働による取り組みの4つのプロセスに沿って、進捗できたか振り返り・評価し、公表を行い課題を認識する一連の評価方法及び体制について研究し構築する。</p>		

重点

連番	記号	事業
27	イ	協働事例集の作成
分類		担当課
中間支援 / 庁内推進		【市民協働係】
概要		
<p>市民協働によるまちづくりの効果的な推進に向けて、協働事例について調査・集約し、そのノウハウや成果等を参考にし、新たな協働のとりくみに繋がるよう情報提供を行います。</p>		

(4) 本指針・施策の評価・見直し

本基本指針を着実に進めるためには、指針の基本的な成果や課題、進捗状況等に対して、評価を行い、その結果についても公表することが必要です。また、社会情勢の変化により、地域課題や市民協働の取り巻く社会環境も変化していくため、基本指針の内容についても、地域や社会に見合った内容に見直すことも必要です。

進捗評価・公表



① 基本指針・施策の進捗評価と見直し

連番	記号	事業
28	ア	基本指針・施策の進捗に対する評価、公表
分類		担当課
(評価)		【市民協働係】
概要		
施策の実施状況を定期的に把握し、その達成度や効果について評価、検証、公表し、指針に掲げる市民協働によるまちの姿に向けてさらなる推進を図ります。		

連番	記号	事業
29	イ	基本指針・施策の見直し
分類		担当課
(評価)		【市民協働係】
概要		
基本指針・施策について、社会状況、地域課題の変化等に応じ適時見直しを行います。		

2. 具体的施策 重点施策について

実施計画の具体的施策は、「市民協働」について目指すべき姿を明確にした「市民協働推進基本指針」の示す考え方・理念を実現するため、必要とされる施策・事務事業を示したものです。

その具体的施策の全施策の内、特に重要であって本市の市民協働実施計画の第1次計画にあたる本計画期間において確実に、早急に取り組むべきと考える施策については「重点施策」と位置付けました。その実施に当たっては、実施時期等や相互関連性に留意し、より実効性が高まるよう工夫し取り組んでいきます。

なお、その他の施策については、重点施策の進捗を踏まえ実施して参ります。

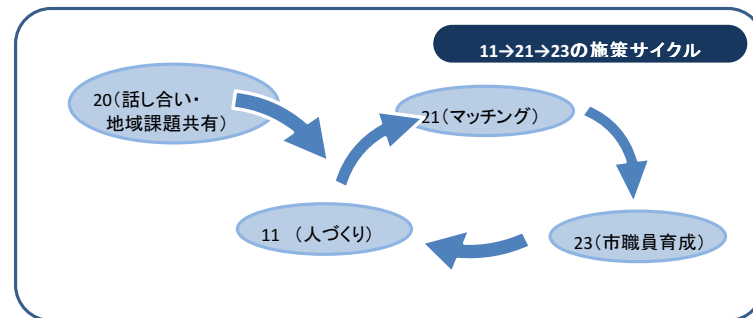
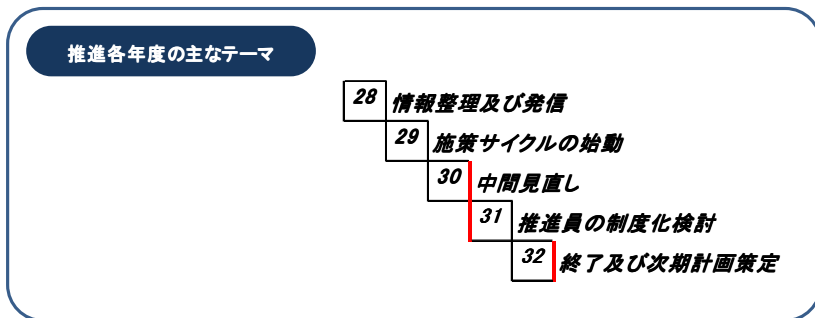
3. 具体的施策 重点施策一覧

※市の実施する計画であり、施策の実施主体は全て市となる。

施策指針	施策	具体的施策
------	----	-------

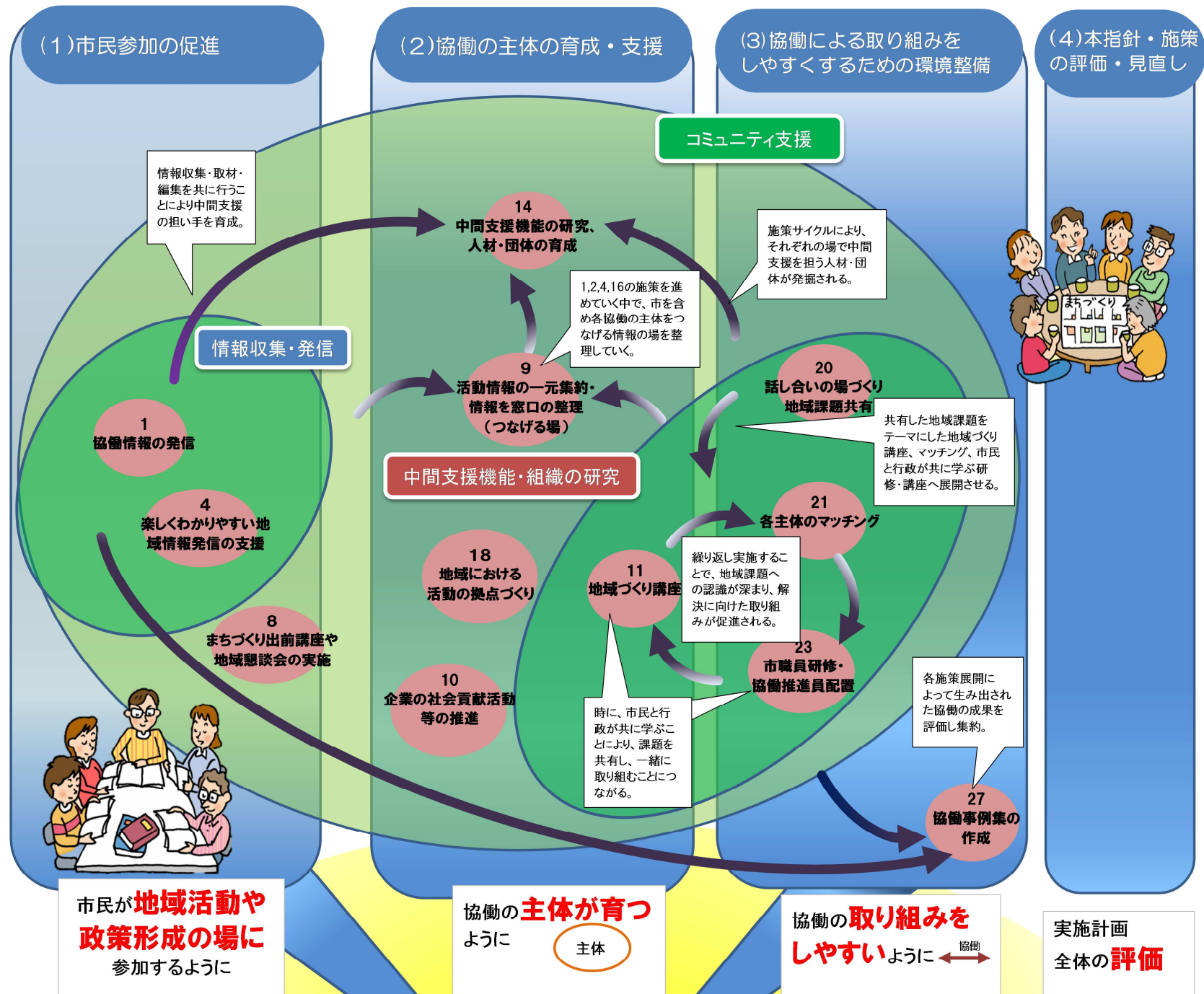
(1)市民参加の促進		重点 施策	実施年度					実施に関する視点	分類	担当課	概要	
①協働情報の発信・周知												
1	ア	協働情報の市報やホームページへの掲載	○	H28	H29	H30	H31	H32	・情報の整理発信をしていく中で、適切な情報発信窓口を判断し、窓口設置へ繋げる。 <1.2.4.16→9> ・市民や活動団体に、情報収集の場に関わってもらうことで、<14>の中間支援※1の研究の場や人材育成へ繋げる。	情報収集・発信	【市民協働係】 【秘書広報課】 【全庁】	市民協働によるまちづくりに関する様々な情報をできるだけ多くの市民や活動団体等に提供するため、市報やホームページを活用し、情報発信します。
②地域で参加しやすい取り組みの企画・実施の支援												
4	イ	自治会活動等の地域情報をより楽しく、分かりやすい情報発信の研究・実施	○	28	29	30	31	32	・情報発信の支援をしていく中で、適切な情報発信窓口を判断し、窓口設置へ繋げる。 <1.2.4.16→9>	情報収集・発信 地域・自治会	【市民協働係】 【市民生活課】 【秘書広報課】	分かりやすい広報誌作成やSNS等新たなメディアの活用等について研究し、そのノウハウや情報を地域団体等へ提供し、情報発信・交流を促進します。
③市政参加の促進												
8	ウ	まちづくり出前講座や地域懇談会の実施	○				31	32	困りごとやニーズとのマッチングするための話し合いの場をつくる。<20>と連動	地域・自治会	【市民協働係】 【関係各課】	市民と行政の間で市政情報を共有するための出前講座や地域課題を把握し市政や地域づくりに生かすための地域懇談会を実施します。
(2)協働の主体の育成・支援		重点 施策	実施年度					実施に関する視点	分類	担当課	概要	
①協働の主体の活動情報の一元集約・情報窓口の設置												
9	ア	活動情報の一元集約・情報窓口の設置	○	28	29	30	31	32	・前期には活動情報及び他の施策で収集した情報の集約整理を行い、発信していく。それを踏まえ、後期には適切な窓口を判断し設置を検討する。<1.2.4.16→9>	情報収集・発信	【市民協働係】 【全庁】	協働の主体(市民団体や自治会等)の活動に関する情報を収集し、一元的に管理します。その情報を冊子等にまとめ情報提供することで団体間相互の連携を促進します。
10	イ	企業の社会貢献活動等の推進に関する調査・研究	○				31	32	企業の社会貢献活動の発信や、社会貢献したい企業に対する情報発信など、企業と地域との連携方法を研究していく。関連<1, 4, 21>	情報収集・発信	【市民協働係】 【産業政策課】	企業の社会貢献活動情報を収集し、HP等の情報媒体を活用情報提供を行い、市民団体、自治会等に幅広く情報提供し、企業も含めた協働の担い手の相互連携を促します。
②人材育成と団体活動の支援												
11	ア	協働や地域づくりを学ぶ研修会の開催、地域コーディネーター養成講座の開催	○	28	29	30	31	32	・<23>の職員研修と連動し、様々な主体が共に学び、共通認識の上で<21>の施策(交流)へ繋げ、繰り返すことで、課題認識をより深め、活動を広げていく。<11→21→23>の施策サイクル	人材育成	【市民協働係】	話し合いによる地域づくりについて学び、地域による話し合いを促進するファシリテーターや協働の各主体をつなぐコーディネーターを育成します。
14	エ	中間支援組織の研究・育成	○	28	29	30	31	32	・コンサル的な役割を担う、まちづくりのプロとしての第4セクター的なイメージ(行政・民間中立ではなく、民間寄り)の組織を目指す。 ・<11→21→23>の施策サイクルと絡め、そこから発掘された人材・資源等により構築を進める。 ・<1.2>の情報発信(収集・取材・編集)への関わりも通して中間支援※1となる人・組織の育成を行う。	中間支援	【市民協働係】	市民協働の担い手となる主体(市民団体、自治会等)が、協働による活動を進めるにあたり必要とされる中間支援の内容及び中間支援組織のあり方について研究するとともに、その機能を果たす組織の支援育成を図ります。

③ 資金的な支援制度の整備												
16	イ	各種助成金情報の提供	○	28	29	30	31	32	・市の補助メニュー及びその額及び効果(地域が良くなっているか)について調査研究を行い発信する。 ・情報の整理発信をしていく中で、適切な情報発信窓口を判断し、窓口設置へ繋げる。<1.2.4.16→9> ・その評価は<28>において含めて行う。	情報収集・発信	【市民協働係】	市民協働によるまちづくりを進めるための事業活動に対し資金面で支援する各種助成金等の制度情報について収集し、ウェブや紙媒体を通じ情報提供を行います。
④ 協働推進の拠点・枠組みの構築の検討												
18	ア	地域における活動の拠点(場づくり)	○				31	32	様々な施設において市民活動や情報交換の場としての利活用を推進する。関連<20, 21>	地域・自治会	【市民協働係】	市民活動におけるきっかけづくりや、自治会、市民団体の活動及びその相互の情報交換の場となる拠点の整備について進めます。
(3) 協働による取り組みをしやすくするための環境整備			重点施策	実施年度			実施に関する視点			分類	担当課	概要
① 課題を共有する場づくり												
20	ア	自治会や地域単位での話し合いの場づくり	○	28	29	30	31	32	話し合いにより地域課題を共有し、<11→21→23>の施策サイクルへ繋げる。具体化された地域課題を学び、その課題解決をテーマにしたマッチングにより、参加した主体が役割を持ち寄り、解決に繋げる流れを目指す。	地域・自治会	【市民協働係】 【市民生活課】	自治会やその地域単位において、地域課題を地域で話し合う活動について、地域づくり研修の実施や、情報提供により、支援し、推進します。
21	イ	市民団体、企業、教育機関、行政などのマッチング・交流会の開催	○	28	29	30	31	32	・<11→21→23>の施策サイクル ・市外も含めた、異分野、異業種の組織団体・人材が地域へ目を向ける機会として、比較的気軽に交流できる場をつくる。(イベント開催) ・交流会で<11, 23>で学んだ人達の出会いの場に繋げる。 ・交流会を通して、<11,23>を周知し人材育成へ繋げる。	中間支援	【全庁】 【市民協働係】 【介護長寿課】 【社会福祉協議会】	市民団体、企業、教育機関、行政等の市民協働の主体が、意見交換、連携、相互理解、情報共有できる交流会について調査・研究し開催します。
② 課題解決のための協議の仕組みづくり												
23	イ	市役所内での市民協働研修実施及び協働推進員制度の構築	○	28	29	30	31	32	・推進員の制度化は、研修により必要性や認識が高まって後、検討する。活動が形骸化しないよう役割を認識して取り組みを行う。	庁内推進	【市民協働係】	市職員の市民協働によるまちづくりに関する考え方や意識改革を行ない、さらに、市民との協働を進める上で必要な知識や能力を身につけ、実践へと繋げるための職員研修を実施します。又、各課において積極的に推進する役割の推進員の設置を行います。
④ 協働による取り組みの振り返り・評価の仕組みづくり												
27	イ	協働事例集の作成	○	28	29	30	31	32	・実施期間5年間の成果として、事例集を作成し、次の計画へ繋げる。 ・<1.2>の情報収集等により得られた情報を積み上げ評価し事例集として収める。	中間支援 庁内推進	【市民協働係】	市民協働によるまちづくりの効果的な推進に向けて、協働事例について調査・集約し、そのノウハウや成果等を参考にし、新たな協働のとり組みに繋がるよう情報提供を行います。

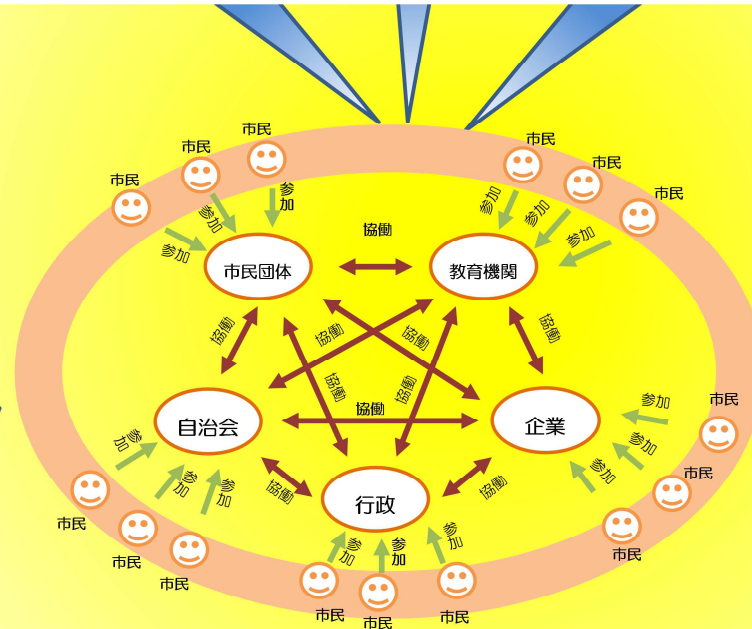


4. 具体的施策 重点施策 相関関係図

※市の実施する計画であり、施策の実施主体は全て市となる。



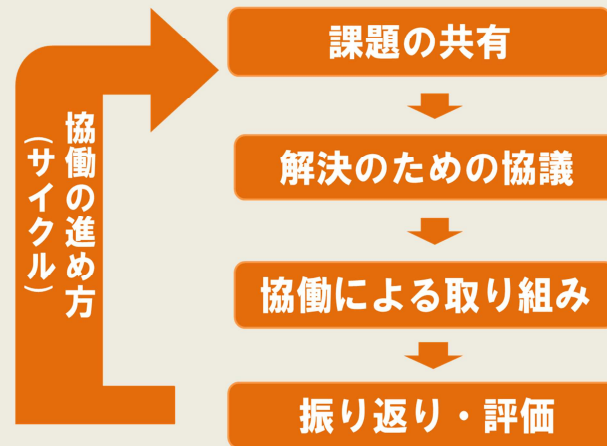
協働の主体と市民の関係図



協働による取り組みを進める4つのプロセス

生み出された協働の取り組みは、4つのプロセスを大切にして進めます。

協働は「目的」ではなく、「方法」です。協働という方法を用いてどのように地域の課題を解決していくのか、その取り組みのプロセスを大切にする事で、地域の課題解決の力が高まります。



【参考資料】

1. 豊川市「とよかわ市民協働基本方針実施計画」平成 25 年 3 月

宜野湾市民協働推進実施計画

平成 31 年 3 月

担当課：宜野湾市企画部市民協働推進課市民協働係

〒901-2710

沖縄県宜野湾市野嵩 1-1-1

TEL 098-893-4411(内線403・422)